

日 退 教 事務局だより

15-9

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

2015年11月27日

福祉部から

マイナンバー制度が2016年1月から始まります。

2016年1月から、「マイナンバー制度」が開始されます。一人にひとつ付番される12桁の数字「マイナンバー」は、“正確な本人特定を行うための番号で、生涯にわたって変わらず、使い続ける”というものです。

「まずは、「社会保障、税、災害対策の行政手続きの際に利用され、将来的には“民間利用に拡大されていく”」とされています。

10月5日から自治体ごとに「通知カード」の配達が始まりましたが、誤配に遅配と出だしから不安だらけのマイナンバー制度について考えてみましょう。

マイナンバーって

正式名称は「社会保障・税番号制度」

マイナンバーは何に使う？

当初の利用範囲は次の表のように示されています。

社会保障	年金 資格取得・確認・給付 労働 雇用保険関係 福祉 生活保護、介護保険その他 医療等 医療保険等
税	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載
災害対策	被災者台帳、被災者生活再建支援金等
その他	社会保障、地方税、防災に関する事務 その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定めるもの

メリットは

「これまでは、いろんな公的機関は、(市役所・税務署・年金事務所など)それぞれで独自の方法で個人情報を管理していました。マイナンバーを導入することで、こういったお役所間で個人情報をやりとりしやすくなります。お役所どうして、「マイナンバー〇〇〇番さんの情報をください」といったように、個人情報を照会することが可能になります。その分、私たち国民とお役所間の手続きが簡単になる、時間が短縮される、データの照会ミスがなくなる・・・というようなメリットが発生します。」と政府は広報しています。

国税庁は社会保障・税番号制度の導入に伴う納税者利便の向上策として、

1. 住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略、
 2. 国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化
- としています。エッ！**これだけ？**

カードが配布されるのは？その使い道は？

10月からマイナンバーを通知するための「通知カード」が配布されています。また、2016年1月以降は、「個人番号カード」が申請により交付されます。

■通知カード

通知カードは、紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは大切に保存を

●通知カードを紛失した時

通知カードを紛失した時は再発行が可能です。再発行する際は、再発行申請書と運転免許証などの身分証明書を準備し、市区町村の窓口。

個人番号カードを紛失し再発行する際は警察署への紛失届け出等が必要です（下記）が、通知カード紛失の際は必要ありません。

また、通知カードの再発行は可能ですが、個人番号カードの交付の際は通知カードを再発行しなくても受け取ることも可能です。

■個人番号カード（後段図参照）

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写が表示されます。通知カードでマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、2016年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

あくまでも任意です。なくても困ることはありません。もし交付を受けたら紛失しないように。[紛失したときは、警察への届出が必要で、受理番号を受け取り、市町村の窓口へ]

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることや、自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できることとなります。

個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。

Q. 個人番号カードの有効年数は。

- A. 20歳以上は個人番号カード発行の日から当該発行の日後のその者の10回目の誕生日まで。20歳未満は、個人番号カード発行の日から当該発行の日後のその者の5回目の誕生日までです。

■これまでの住基カードは

住民基本台帳カードは、カードの有効期限内であれば利用可能です。ただし個人番号カードが交付される際に住民基本台帳カードは返納となります。

また、個人番号カードの交付が開始される2016（H28）年1月以降（※）、住民基本台帳カードの新規交付、再交付及び更新はできません。

※ 住民基本台帳カードの新規交付、再交付、更新ができる最終期日は交付市区町村により異なります。

マイナンバーは当面いつから、どんなことに使われる？

- ① 再任用の方や民間事業所に勤めている人は、すでに所属からマイナンバーを要求されているかもしれません。給与支払い者は、給与支払い調書に職員・従業員のマイナンバーを記載することが義務付けられています。記載がなくても税務当局は受け取るとされていますが、なぜ記載することができなかったのかを問われることがありますので、たびたび給与担当者から求められるかもしれません。(記載がなくても罰則はありません。)

●いつから→所得税は2016(H28)年1月1日の属する年分以降の申告書から

2016(H28)年分の場合⇒2017(H29)年2月16日から3月15日までの間の確定申告から。そのとき必要な源泉徴収票には

2016(H28)年分の確定申告書(2017(H29)年2月16日から3月15日までの確定申告期に提出するもの)から、納税者本人の個人番号を記載する様式になっています。

納税者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、個人番号の記載が必要とされています。

相続税については、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から

■源泉徴収票

2015(H27)年10月2日に所得税法施行規則等の改正※が行われ、「番号法」施行後の2016(H28)年1月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました(紛失などによるマイナンバー漏洩懸念から)。ただし、確定申告用紙には番号記載欄が設けられます。

なお、企業などの給与支払い者が税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要とされています。

(参考※) 改正前は、「支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこと」とされていました。

■扶養親族等申告書

年金受給者は公立学校共済から「扶養親族等申告書」が送られてきていますが、そこにもマイナンバー記載欄があります。未記入で提出することもできます。

- ② 生命保険会社(教職員共済も)から一時金として受け取った死亡保険金(共済金)や解約返戻金などが100万円を超える場合で、所得税の課税対象となる支払が行われた場合は、契約者のマイナンバーが求められます。

受け取った死亡保険金や満期保険金などが100万円を超える場合で、相続税や贈与税の課税対象となる支払が行われた場合は契約者や受取人のマイナンバーが求められます。

年間の年金(教職員共済の年金共済も)・共済支払額が20万円を超えるときは契約者のマイナンバーが求められます。

多くの生保会社や教職員共済はマイナンバー管理を民間会社に委託するものと思われます。その委託会社から求められます。

マイナンバー法改正 まだ実施前なのに

マイナンバー法はまだ施行(10月5日)前の9月にもう改正法が成立しました。マイナンバー開始時(2017年1月)は社会保障と税についてですが、それに加えて金融や医療にも適用(2018年から)されるようになりました。

- ・金融や医療においてマイナンバーを結び付けることで
 - ア 予防接種の履歴や検診の結果の情報の共有を可能にする
 - イ 国民年金保険料の免除申請手続きの際の所得証明書が不要になる
 - ウ 政府が預金残高を把握できるようになる

とされています。**あなたにとって必要ですか**

- 医療とマイナンバーの紐付けに関しては恩恵のある人もいるかもしれませんが。
例えば今まで A 病院で治療を受けていたが、引っ越し等で B 病院で治療を行う際にマイナンバーによって今までの治療経過がわかるので、病院が変わったとしても継続的に治療を受けることができるからです。(いままで服用していた薬のデータ共有も行われるので薬局が変わったとしても的確な薬の提供を受けられることも)
- 金融との紐付けはどうでしょうか。なぜ金融との紐付けを行うかという、「脱税や年金の不正受給を防止するため」とされています。
銀行口座との紐付けによって預金情報をつかむ
→ 税務調査で納税状況と預金額との参照ができる
→ 生活保護や社会保障の不正受給や脱税の摘発がやりやすくなる
「預金口座との紐付け」は施行時は任意です。口座を新しく作る際にマイナンバーとの紐付けが説明されるでしょうが、拒否することもできます。(ただし、政府は 2021 年以降の義務化を予定しています)
自分の資産をガラス張りにするマイナンバーをわざわざ許可する個人ははたしてどのくらいいるのでしょうか？

個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面 (案)

氏名 番号 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号
性別 女
平成元年 2月21日生 令和5年 2月21日まで有効
□□市長 氏名 年 月 日

個人番号カードの裏面 (案)

●このカードを取得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター 0120-781-578 (24時間受付)

ICチップ 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
平成元年 2月21日生

個人番号カードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成

- 公的電子証明書AP
- ICチップ 空き領域
- 電子証明書を格納する。
- 投票事項確認 AP
- 投票事項入力補助 AP
- 住基 AP
- プラットフォーム
- 市町村等が用意した独自搭載するために利用する。
- アプリ

(1) カード表面
社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)。公的な身分証明書として活用

(2) ICチップの空き領域
市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。
・印鑑登録証
・証明書自動交付機
・公共施設予約
・コンビニ交付
・図書館利用
・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書
(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)
行政機関等(e-TAX、マイナポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

マイナンバー導入において懸念されている事項や危険性、問題点は何？

- ① **将来的に私生活の状況までもが記録・把握される**
このマイナンバーには、**将来的には**家族構成、税金の支払状況から、給料や預貯金、不動産などの資産情報、生命保険や医療に関する情報、合計で 93 項目にも渡る個人情報網羅される予定です(朝日新聞調べ)。
今までは各人が所有する資産情報などは行政は簡単に把握することができませんでしたが、このマイナンバー制度の開始により、将来的にはそういったことも容易になります。

② 個人情報漏洩の大きなリスクがある

現在管理システムに障害が発生したり、不正アクセス等で情報漏洩等で個人情報が漏洩されると、ほぼすべての情報が網羅されていることから甚大なプライバシー侵害が発生します。

どんなに強固なシステムを作っても、それを扱うのは人ですから、100%漏洩を防ぐことは困難です。

今までも行政・民間企業等で情報が漏洩する出来事がたびたび起こってきました。

そして個人情報の漏洩は、システム管理面だけではなく、人為的なミスや金銭目的の故意の漏洩も起こりえます。ですから、マイナンバー施行後にも情報が漏洩するリスクは現実的であり、高い確率で考えられます。

③ 高額な導入・維持費用がかかる

住基ネットで1千数百億円もの税金が投入され、結局中途半端に終わりました。

マイナンバー制度導入にかかるコストは3000億円～1兆円とまでいわれています。非常に大きいコストであることは間違いありません。(当然そこには企業の利益をめぐる動きが生じ、先日の厚労省汚職のような信頼を裏切るような事態も生みかねません。)

今後のマイナンバー適用拡大は

① 医療分野への拡大がさる6月に決定された骨太方針2015に盛り込まれています。「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する」としています。マイナンバーを使って、資産を医療保険、介護保険の負担額に連動させようというわけです。

まず健康保険証の機能を持たせようとしています。(運用開始は早くも2017年7月から)

また、マイナンバーと連動した「医療番号制度」(2018年度から段階導入)を作り、電子カルテを使う病院を増やし、健康情報を民間事業者に開放しようとしています。

骨太方針2015には固定資産への紐付けも記されています。

マイナンバーで社会保障費の削減と税の徴収強化を図ろうという政府の意図は、骨太の方針2015に極めて明確に示されています。

② 戸籍事務、旅券事務は2019年通常国会をめどに法制化する予定とされています。

海外へ移住した時は

住民票を消して、海外へ転居(移住)した時は、番号の返納になり、そのナンバーは欠番になります。また日本に帰ってきて、住民票を有するようになると、あらためて番号が付与されます。(最初の番号と同じ番号にすることが予定されています。)

結局 マイナンバー(国民総背番号)制度は、日本の監視社会化をより一層すすめることになる?

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意しよう。

税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。